



2024年6月27日

各 位

上場会社名 任天堂株式会社
代表者 代表取締役社長 古川 俊太郎
(コード番号: 7974 東証プライム市場)
問合せ先責任者 総務本部長 山岸 健太郎
(TEL: 075-662-9600)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年7月26日
(2) 処分する株式の種類 お よ び 数	当社普通株式 10,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 8,684 円
(4) 処 分 総 額	86,840,000 円
(5) 処分先およびその人数 ならびに処分株式の数	当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) 6名 7,000株 当社の取締役を兼務しない執行役員(国内非居住者を除く。) 6名 3,000株

2. 処分の目的および理由

当社は、2022年5月10日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)および取締役を兼務しない執行役員(以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。)を対象として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、2022年6月29日開催の第82期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式付与のための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して年額1億円以内の金銭債権を支給し、年10,000株以内の当社普通株式を発行または処分すること等につき、ご承認をいただいております。

(注)当社は2022年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を実施いたしました。年間上限株式数は株式分割による調整後の株式数を記載しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日)における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株

式割当契約を締結するものといたします。

今回は、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名等諮問委員会にて審議の上、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、取締役会において金銭債権合計86,840,000円(以下「本金銭債権」といいます。)、普通株式10,000株を付与することを決議いたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等12名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 謙譲制限期間

2024年7月26日(以下「本処分期日」という。)から当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 謙譲制限の解除条件

対象取締役等が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前までの期間(以下「本役務提供期間」という。)中、継続して当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象取締役等が任期満了もしくは定年または病気もしくは職務遂行不能、死亡その他当社の取締役会が正当と認めた理由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役または執行役員のいずれの地位も任期満了もしくは定年または病気もしくは職務遂行不能、死亡その他当社の取締役会が正当と認めた理由により退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

(i) 対象取締役等が任期満了により退任した場合

①で定める退任時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部とする。

(ii) 対象取締役等が定年または病気、職務遂行不能、死亡その他当社の取締役会が正当と認めた理由により退任した場合

①で定める退任時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から対象取締役等の退任の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる。)の株式数とする。なお、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に任期満了もしくは定年または病気もしくは職務遂行不能、死亡その他当社の取締役会が正当と認めた理由以外の理由により当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任した場合、法令違反行為を行った場合その他の本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会

による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を本役務提供期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる。)の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して、野村證券株式会社との間において契約を締結する。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的な内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第85期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を現物出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月26日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1株当たり8,684円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上